



【発信日】令和4年9月15日

【問い合わせ先】

大野市役所（1階 ②③番窓口）

地域づくり部市民生活・統計課 担当者名 吉田、加藤、橋本
電話 0779-66-1111 内線 1205～1208

マイナンバーカードの普及促進について

～そろそろ、あなたもマイナンバーカード！ 大野市では特設窓口を開設します～

マイナンバーカードは、対面でもオンラインでも安全・確実な本人確認ができるデジタル社会の基盤となるツールであり、国は、令和4年度末までにほぼ国民に行き渡ることを目指して、その普及促進に取り組んでいます。

大野市においては、マイナポイント第2弾のマイナンバーカード申請期限を前に、下記のとおり特設窓口の開設や公民館での申請受付の開始、出張申請などを実施しますので、周知くださるようお願いいたします。

記

1 特設窓口の開設

- (1) 日時 9月24日(土)・25日(日) 午前9時～午後4時
- (2) 場所 市役所1階②③窓口（市民生活・統計課）
- (3) 内容 マイナンバーカードの交付申請のみ受け付けます。（予約不要）

2 公民館での平日申請受付の開始(9月～実施中)

- (1) 日時 平日の午前8時30分～午後5時15分
- (2) 場所 市内9地区の公民館
- (3) 内容 マイナンバーカードの交付申請のみ受け付けます。（予約不要）

3 出張申請の実施(詳細は、別添チラシをご覧ください。)

- (1) 内容 概ね3人以上の申請希望者が見込まれる場合に、市役所市民生活・統計課へ電話で申し込み。日程調整後、指定された場所へ市職員が訪問します。
- (2) 申込方法 平日の午前8時30分～午後5時15分に上記の問合せ先に電話で申し込んでください。

1～3 共通事項 申請のために用意するもの

- (1) マイナンバー通知カードまたはマイナンバーカード交付申請書（QRコード付き）
※お持ちでない場合も申請ができます。
- (2) 身分証明書（運転免許証・健康保険証など）
※市役所へ本人が来庁し、写真付き本人確認書類を含む2点の身分証明書を持参いただくと簡易書留でマイナンバーカードを受け取ることができます。（申請時来庁方式）

4 その他

現在、大野市役所全庁体制で、以下の取組を実施中です。

① 市職員による友人・知人声かけ運動

- (1) 運動内容 : 友人・知人などに職員 1 人当たり 10 人を目安に普及促進
マイナンバーカード取得の声かけと申請支援、ポイントの取得促進
- (2) 期待する効果 : 職員約 600 人 × 一人当たり平均 10 人の声かけ
※市民の約 20%となる 6,000 人への声かけを目指す

② マイナンバーカード休日・時間外窓口の開設（事前予約が必要）

場所	実施日	実施時間
市役所 1 階	月・木曜の時間延長	午後 7 時まで延長
②番窓口	毎月第 2 土曜・翌日曜	午前 9 時～正午

③ マイナポイント取得サポート窓口の常時開設（予約不要）

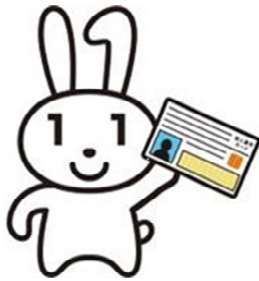
場所	実施日	実施時間
市役所 1 階 市民ホール	平日	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
	月・木曜の時間延長	午後 7 時まで延長
	毎月第 2 土曜・翌日曜	午前 9 時～正午

※9月24日(土)・25日(日)は、ポイント窓口の開設はありません。

5 参考

大野市のマイナンバーカード普及率 51.38% (令和 4 年 8 月末現在)

以上



マイナンバーカード作成

市職員が皆さんの地域に出張します！

市職員が地域に出向き、申請手続きをサポートする「出張申請受付」です。
市役所へ行かずにマイナンバーカードを申請できます。

■人数を集めて市役所へ連絡

概ね3人以上の申請希望者が見込まれる場合に、市役所市民生活・統計課へ電話で申し込んでください。日程調整後、指定された場所へ市職員が訪問します。

■申請受付 手続きは簡単！1人3分程度

- ①顔写真を撮影(無料)
- ②通知カードやマイナンバーカード交付申請書を使って、申請をサポートします。

■用意するもの

- ① **マイナンバー通知カード**または
マイナンバーカード交付申請書(QRコード付き)
※お持ちでない場合も申請ができます。(所要時間5分)
- ②身分証明書(運転免許証・健康保険証など)

■カードの受取

申請から約1か月後、市役所から交付のお知らせが届きます。
市役所窓口で本人がお受取りください。



■マイナポイント第2弾

令和4年9月末までにマイナンバーカードを申請し、令和5年2月末までにキャッシュレス決済サービスの申込み、健康保険証としての利用、公金受取口座の登録を行えば、**マイナポイントが最大で2万円分もらえます！**

市では、**マイナポイントの取得方法が分からない人の申し込みサポート**や**マイナポイントに関する各種相談を市役所市民ホールで実施**しています。

■9月から各公民館でもカードの申請をサポートします。上記の「用意するもの」をご持参ください。

問合せ先:市民生活・統計課 市民窓口G 66-1111(内線1205~1208)